

組織再編税制における適格要件についての見直し①

1. 改正の概要

- ・企業グループ内の分割型分割に係る適格要件のうち、関係継続要件が見直されます。
- ・共同事業を行うための合併等（合併、分割型分割、株式交換、株式移転）に係る適格要件のうち、株式継続保有要件が見直されます。
- ・組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件が見直されます。

【適格要件の見直し】

内容	改正前	改正案
企業グループ内の分割型分割に係る関係継続要件	支配法人と分割法人及び分割承継法人との間の関係が継続することが見込まれる	支配法人と分割承継法人との間の関係が継続することが見込まれる (分割法人との間の関係継続は問わない)
共同事業を行うための合併等に係る株式継続保有要件 (被合併法人等の株主が50人未満の場合の要件)	交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれている株主の有する被合併法人等の株式の数が発行済株式の80%以上であること	被合併法人等の発行済株式の50%超を保有する企業グループ内の株主がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれる

- (※1) 合併等
合併、分割型分割、株式交換及び株式移転をいう。
- (※2) 合併法人等
合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人及び株式移転完全親法人をいう。
- (※3) 被合併法人等
被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人及び株式移転完全子法人をいう。

※ 上記のほか、組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件について所要の見直しが予定されている。

組織再編税制における適格要件についての見直し②

2. 実務上の留意点

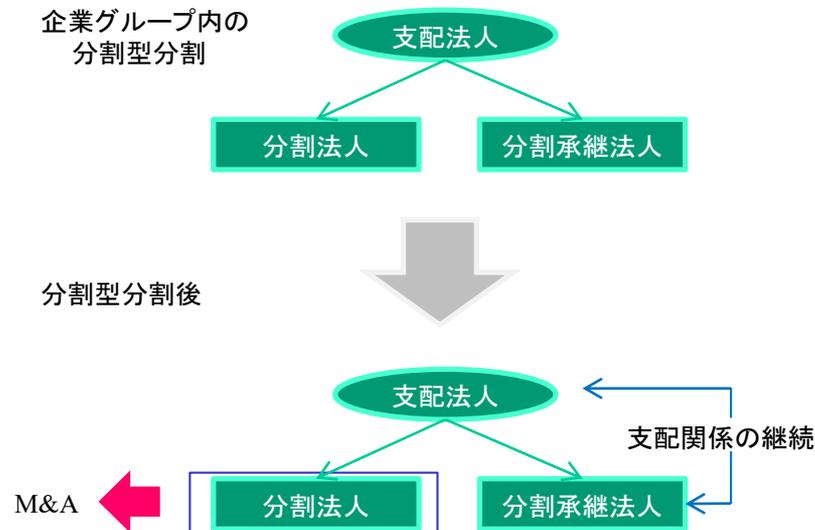
・企業グループ内の分割型分割に係る関係継続要件について

支配法人が分割型分割後に分割法人をM&Aにより譲渡することを予定している場合においても、適格要件を満たすことになる。

・共同事業を行うための合併等に係る株式継続保有要件について

被合併法人等の発行済株式の50%超を保有する企業グループ内の株主がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれる場合、その他の株主が合併法人等の株式を譲渡するか否かについては適格要件に影響を及ぼさないこととなる。

【関係継続要件について】



(改正前)

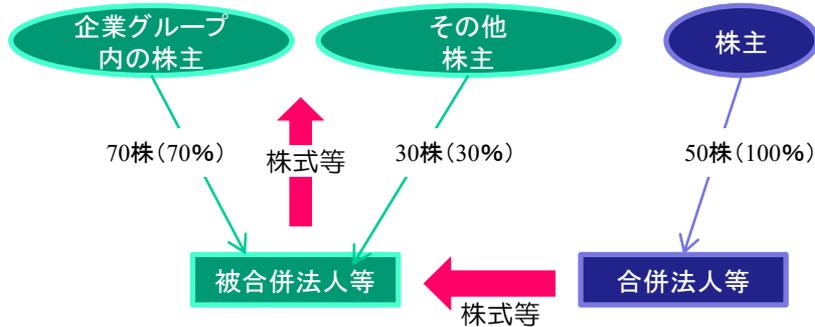
・支配法人と分割法人及び分割承継法人との間の関係が継続することが見込まれなければ、適格要件を満たさない。

(改正案)

・支配法人と分割承継法人との間の関係が継続することが見込まれれば、適格要件を満たす(他の要件を充足する場合)。

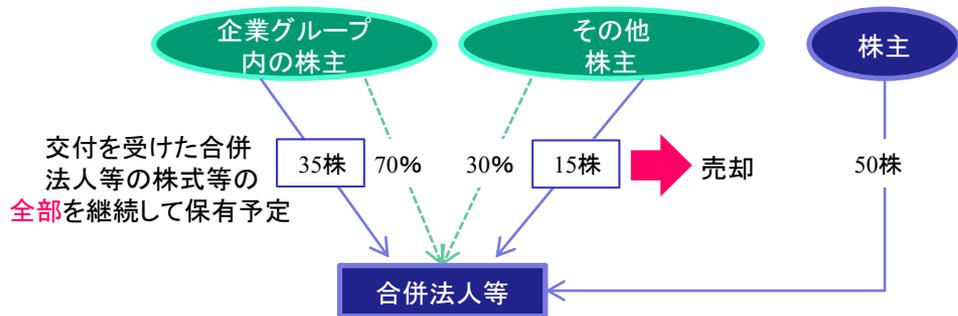
【株式継続保有要件について】

合併等



被合併法人等の株主に対して、
1株あたり0.5株の合併法人等の株式が交付

合併等後



(改正前)

・交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれている株主の有する被合併法人等の株式の数が発行済株式の80%以上とならない(70%)ため、適格要件を満たさない。

(改正案)

・被合併法人等の発行済株式の50%超を保有する企業グループ内の株主がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれれば、適格要件を満たす(他の要件を充足する場合)。

3. 今後の注目点

・「企業グループ内」という表現について、今後の法令等により確認を要する。